

佐賀県規則第2号

佐賀県知事の事務部局に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則
佐賀県知事の事務部局に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則（令和2年佐賀県規則第33号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年佐賀県条例第13号。以下「条例」という。）第2条第3項及び第7項から<u>第9項</u>まで、第3条第3項及び第5項、第5条、第6条並びに第8条の規定に基づき、知事の事務部局に勤務する地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に掲げる者（以下「第1号会計年度任用職員」という。）及び同項第2号に掲げる者（以下「第2号会計年度任用職員」という。）の報酬、費用弁償及び給与（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（手当に相当する報酬及び期末手当の額及びその支給対象）</p> <p>第3条 条例第2条第7項の規定により佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号。次項第1号において「県職員給与条例」という。）の適用を受ける一般職の職員（以下この項において「一般職の職員」という。）の例による場合にあつては、一般職の職員のうち法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の例による。ただし、期末手当の額については、一般職の職員のうち常勤の職員（第6条第1項及び<u>第7条第2項</u>において「常勤職員」という。）の例による。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年佐賀県条例第13号。以下「条例」という。）第2条第3項及び第7項から<u>第10項</u>まで、第3条第3項、<u>第5項及び第6項</u>、第5条、第6条並びに第8条の規定に基づき、知事の事務部局に勤務する地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に掲げる者（以下「第1号会計年度任用職員」という。）及び同項第2号に掲げる者（以下「第2号会計年度任用職員」という。）の報酬、費用弁償及び給与（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（手当に相当する報酬及び期末手当の額及びその支給対象）</p> <p>第3条 条例第2条第7項の規定により佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号。次項第1号において「県職員給与条例」という。）の適用を受ける一般職の職員（以下この項において「一般職の職員」という。）の例による場合にあつては、一般職の職員のうち法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の例による。ただし、期末手当の額については、一般職の職員のうち常勤の職員（第6条第1項及び<u>第7条第4項</u>において「常勤職員」という。）の例による。</p> <p>2～4 略</p> <p><u>5</u> 条例第2条第9項ただし書に規定する場合は、<u>産業技術学院に勤務する第1号会計年度任用職員で知事が定める資格、経験等を有するものが職業訓練に関する業務に従事した場合とする。</u></p>

改正前	改正後
<p>(通勤に係る費用弁償)</p> <p>第4条 条例第2条第9項に規定する通勤に係る費用弁償(以下「通勤に係る費用弁償」という。)の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 条例第2条第9項に規定する通勤に係る費用弁償の支給対象は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(手当の額及びその支給対象)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>(報酬等の支給方法等)</p> <p>第7条 条例第5条第1項ただし書に規定する場合は、<u>条例第2条</u></p>	<p>6 <u>前項に規定する第1号会計年度任用職員に対する条例第2条第6項に規定する特殊勤務手当に相当する報酬の額については、佐賀県職員特殊勤務手当支給条例(昭和41年佐賀県条例第1号)第4条第1項(第2号に限る。)の規定による教務手当の支給の例による。この場合において、同号中「職業訓練指導員」とあるのは、「知事が定める資格、経験等を有する第1号会計年度任用職員」と読み替える。</u></p> <p>(通勤に係る費用弁償)</p> <p>第4条 条例第2条第10項に規定する通勤に係る費用弁償(以下「通勤に係る費用弁償」という。)の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 条例第2条第10項に規定する通勤に係る費用弁償の支給対象は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(手当の額及びその支給対象)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>条例第3条第6項ただし書に規定する場合は、産業技術学院に勤務する第2号会計年度任用職員で知事が定める資格、経験等を有するものが職業訓練に関する業務に従事した場合とする。</u></p> <p>4 <u>前項に規定する第2号会計年度任用職員に対する条例第3条第1項に規定する特殊勤務手当の額については、第3条第6項の規定を準用する。</u></p> <p>(報酬等の支給方法等)</p> <p>第7条 条例第5条第1項ただし書に規定する場合は、<u>次の各号に</u></p>

改正前	改正後
<p><u>第5項の規定により報酬額を定められた第1号会計年度任用職員であって、1日当たりの勤務時間数が日によって異なるものに対する報酬等を月の初日から支給しない場合又は月の末日まで支給しない場合（当該第1号会計年度任用職員が死亡した場合を除く。）とし、同項に規定する任命権者が定めた1月あたりの勤務時間数は、報酬等を月の初日から支給しない月又は月の末日まで支給しない月に現に勤務した時間数とする。</u></p>	<p><u>定める場合とする。</u></p> <p>(1) <u>条例第2条第5項の規定により報酬額を定められた者であって、1日当たりの勤務時間数が日によって異なるものに対する報酬等を月の初日から支給しない場合又は月の末日まで支給しない場合（当該者が死亡した場合を除く。）</u></p> <p>(2) <u>条例第2条第5項の規定により報酬額を定められた者が、同条第6項に規定する休日勤務手当に相当する報酬の支給対象となる勤務をした場合</u></p> <p>(3) <u>条例第2条第5項の規定により報酬額を定められた者が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において「祝日法による休日」という。）又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下この号において「年末年始の休日」という。）に勤務し、祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この号において「休日」と総称する。）に割り振られた勤務時間の全部について特に勤務することを命ぜられた場合に、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下この号及び第4項第3号において「代休日」という。）を指定され、当該代休日に割り振られた勤務時間において勤務をしなかった場合</u></p> <p>(4) <u>条例第2条第5項の規定により報酬額を定められた者及び第2号会計年度任用職員が、無給の休暇による場合又はその他</u></p>

改正前	改正後
<p><u>2 条例第5条第2項に規定する報酬の計算期間その他報酬等の支給方法については、常勤職員の例による。ただし、報酬等の支給定日については、一の報酬期間の分を次の報酬期間における報酬等の支給定日に支給する。</u></p>	<p><u>勤務しないことにつき知事の承認がない場合であって知事が定めた勤務時間に勤務しないときの報酬等を減額するとき。</u></p> <p><u>2 前項第1号から第3号までの場合において、これらの号の場合における条例第2条第5項に規定する任命権者が定めた1月当たりの勤務時間数は、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 前項第1号 現に勤務した時間数</u></p> <p><u>(2) 前項第2号 当該月にその者に対して割り振られた勤務時間数から同号に定める勤務をした時間数を除いた時間数</u></p> <p><u>(3) 前項第3号 当該月にその者に対して割り振られた勤務時間数から同号に定める勤務をしなかった時間数を除いた時間数</u></p> <p><u>3 第1項第4号の場合においては、その勤務しない1時間につき、条例第2条第3項に規定する勤務1時間当たりの報酬額又は条例第5条第1項（第3号に限る。）の規定により一般職の職員が受ける給与の例によることとされる勤務1時間当たりの給与額を減額して報酬又は給与を支給する。</u></p> <p><u>4 条例第5条第2項に規定する報酬の計算期間その他報酬等の支給方法については、常勤職員の例による。ただし、次の各号に定める事項については、当該各号の定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 報酬等の支給定日 一の報酬期間の分の次の報酬期間における報酬等の支給定日</u></p> <p><u>(2) 条例第2条第3項及び第4項の規定により報酬額を定められた者が、一の報酬期間中、同条第6項に規定する休日勤務手当に相当する報酬の支給対象となる勤務をした場合にその者に対して支給される報酬額の基礎となる勤務時間数 当該報酬期間にその者に対して割り振られた勤務時間数から当該勤務をした時間を除いた時間数</u></p>

改正前	改正後
	<p>(3) <u>条例第2条第3項及び第4項の規定により報酬額を定められた者が、一の報酬期間中、代休日を指定され、当該代休日に割り振られた勤務時間において勤務しなかった場合に、その者に対して支給される報酬額の基礎となる勤務時間数 当該報酬期間にその者に対して割り振られた勤務時間数から当該勤務をしなかった時間を除いた時間数</u></p> <p>(4) <u>条例第2条第3項及び第4項の規定により報酬額を定められた者が、無給の休暇による場合又はその他勤務しないことにつき知事の承認がない場合であって知事が定めた勤務時間に勤務しないときの報酬額 当該勤務しない1時間につき、条例第2条第3項に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額した報酬額</u></p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。